

II 事例編

次の事例は、道内の過去にあった事例を参考に、生徒指導のポイントがわかるように、複数の事例を組み合わせて構成したものです。

事例 1

いじめへの対応①

- 【KEY WORD】 国の基本方針の策定 法の目的といじめの定義
 観察力と専門的・客観的・共感的理解 学校いじめ対策組織の役割

学校・教師の状況

- A教諭とB教諭は、中学校第2学年の学級担任である。
- 本校は、毎週末、学年主任と学級担任による学年打合せの際、生徒指導に関する情報を共有している。
- 生徒Cは、アンケートの「文化祭で頑張ったこと」「後期の行動目標」の項目に、何も記入しないままB教諭に提出した。
- B教諭は、生徒Cと個人面談を実施し、「やる気をもつこと」「みんなで協力してやり遂げることは大切」と話した上で、生徒Cの考えを聞いたが、生徒Cは、ほとんど話さなかった。

事例の概要

廊下で遊び始めた

- 8月下旬、学年打合せで、A教諭は、「2学期に入ってから、B教諭が担任をしている2組の生徒C・D・E・Fが、休み時間に廊下で遊ぶ様子が気がかりだ」「特に生徒Cは、他の生徒にいじめられているようだ」と話した。
学年打合せでは、今後、B教諭を始め、学年所属教員は、生徒C・D・E・Fを注意して見守ることを確認した。
- 9月中旬、文化祭の準備が始まると、放課後の活動時間、生徒C・D・E・Fは、準備活動をせず、学級から離れて廊下やホールで遊ぶようになった。
- 2組の他の生徒は、B教諭に、「生徒C・D・E・Fが係の仕事をサボっている。私たちが何度注意してもやめないの、先生から厳しく注意してほしい」と話した。

遊んでいるだけ

- B教諭は、生徒C・D・E・Fを別室に呼び、文化祭に向けて学級で協力して取り組むことについて指導した。
このとき、生徒4名に対し、「お互いにいじめたり、いじめられたりする関係ではないよな」と聞いた。
生徒C・D・E・Fは「遊んでいるだけ」と話した。
- 10月上旬、文化祭が終了し、後期の学級目標を決めるため、B教諭は学級で生徒一人一人にアンケートを実施した。
- 10月中旬、B教諭は生徒Cの保護者からの電話で、「子どもが、1か月ほど前から登校を渋っている。他の生徒にいじめられているのではないか。先生は何か知らないのか」と聞かれた。
- B教諭は、保護者に「文化祭が終わった頃から、生徒Cは元気がなく、やる気も見られない。いじめはないと思う」と話した。
- その後、B教諭は、再度、生徒Cと個人面談を行ったが、生徒Cは「いじられているが、ただの遊びだから」と答えた。

いじめではない

- 10月下旬、学年打合せで、B教諭は、生徒Cの保護者の件を報告し、「生徒Cはいじめられているとは言っていない。いじめではない」と述べた。
- A教諭は、「以前より、生徒Cに対する生徒D・E・Fの関わり方はひどくなっている。いじめと考えて対応した方がよい」と進言した。
- 学年主任のG教諭は、いじめとして認知し対応すること、生徒Cとの面談を継続し、気になる様子が見られたら、再度報告するよう話した。

B教諭は、どのように対応すると、よかったのでしょうか。



児童生徒理解の観点

- ① B教諭は、生徒4名に対し、「お互いにいじめたり、いじめられたりする関係ではないよな」と聞いた。生徒C・D・E・Fは「遊んでいるだけ」と話した。
- ② B教諭は、生徒Cと個人面談を実施し、「やる気をもつこと」「みんなで協力してやり遂げることは大切」と話した上で、生徒Cの考えを聞いたが、生徒Cは、ほとんど話さなかった。

組織的な対応の観点

- ① 8月下旬、学年打合せで、A教諭は、「2学期に入ってから、B教諭が担任をしている2組の生徒C・D・E・Fが、休み時間に廊下で遊ぶ様子が気がかりだ」「特に生徒Cは、他の生徒にいじられているようだ」と話した。
- ② その後、B教諭は、再度、生徒Cと個人面談を行ったが、生徒Cは「いじられているが、ただの遊びだから」と答えた。
- ③ 学年主任のG教諭は、いじめとして認知し対応すること、生徒Cとの面談を継続し、気になる様子が見られたら、再度報告するよう話した。

考察の例

けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、教職員が抱え込まず、学校いじめ対策組織に報告・相談し、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断することが重要です。

教育相談では、児童生徒の声を、受容・傾聴し、相手の立場に寄り添って理解しようとする共感的理解が重要です。この他、生活実態調査、いじめアンケート調査等の調査データに基づく客観的な理解も有効です。

考察の例

教職員が、児童生徒や保護者からの訴えを抱え込んだり、対応不要であると個人で判断したりせず、学校いじめ対策組織に進んで報告・相談することが大切です。

教職員は、具体的事例に則して「いじめ防止対策推進法」のいじめの定義の共通理解を図り、どんな小さいいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有することが求められます。

いじめの疑いのある情報があった場合には、いじめ防止対策組織による緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童生徒への聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針を決定した上で対応することが重要です。

KEY WORD

国の基本方針の策定
(P.122)

観察力と専門的・客観的・共感的理解
(P.24)

学校いじめ対策組織の役割
(P.127)

法の目的といじめの定義
(P.121)

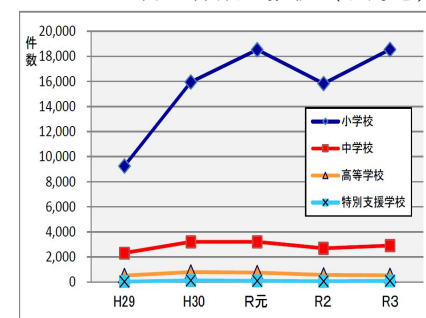
学校いじめ対策組織の役割
(P.127)

理解を深めるために

■ いじめに関する生徒指導の重層的支援構造 (P.128)

法第8条において、学校及び学校の教職員は、①いじめの未然防止、②早期発見、③適切かつ迅速な対応を行うことが責務であると規定されました。それまでは、いじめが起こった後の「対応」に焦点が当てられがちでしたが、「未然防止」→「早期発見」→「対応」という順序が明確に示されたと言えます。この対応のプロセスは、生徒指導の4層の支援構造である、①発達支持的生徒指導（「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しよう」と努め、人権侵害をしない人」に育つような働きかけ）、②課題未然防止教育（「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組）、③課題早期発見対応（日々の健康観察、アンケート調査や面談の実施）、④困難課題対応の生徒指導（事実確認とアセスメントに基づく組織的対応）と重なるものです。

□ いじめの認知件数の推移（北海道）



（出典）令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（北海道）

事例 2

いじめへの対応②

- 【KEY WORD】 いじめの定義 いじめ解消の要件
 実効的な対策体制 不登校重大事態

学校・教師 の状況

- A教諭は、高校第1学年のホームルーム担任である。
- 本校は、毎月、校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭で構成するいじめ対策委員会を開催し、事案に応じてS Cが参加している。

事例の概要

生徒との面談

- 10月下旬、A教諭は、生徒Bから次の相談を受けた。
 - ・生徒Cは、SNSを使って私を嘘つきだと非難している。
 - ・私は、今まで何度も嫌な思いをしている。生徒Cの行為がなくならないなら、退学したい。
- A教諭は生徒Bの相談内容を確認するため、生徒Cと個人面談を実施した。生徒Cは次のように話した。
 - ・トラブルの発端は、生徒Bが、学級の人たちに、私の悪口を話しているのを聞いて嫌な思いをしたこと。
 - ・だから、私は、SNSで生徒Bへの批判と分からないような書き込みをした。それは認める。
 - ・でも、悪いのは、最初に悪口を言い始めた生徒Bである。私は被害者だ。
- A教諭は、生徒Cに対し、「生徒Bとよい関係を築いていこう」と助言した。生徒Cは「生徒Bが私を許すとは思わないが、これ以上、悪口の言い合いを続けたくないのだから謝ってもよい」と話した。
- 次の日、A教諭は、生徒Bと生徒Cを別室に呼び、お互いに謝るよう促したが、生徒Bは「なぜ、私が謝るのか。私はいじめられた方だ」と主張した。生徒Cは「私は自分のしたことを反省し、謝ろうとしたのに、生徒Bの言い方には納得できない。私も生徒Bにいじめられている。同じことだ」と主張した。

保護者の不満

- 11月上旬、生徒Cは学校を休むようになった。生徒Cの保護者は、A教諭に「子どもは、生徒BからSNSで悪口を書き立てられ、精神的に追い詰められている。先生に相談したとき、先生は、我が子を加害者扱いした」と訴えた。
- 生徒Cの保護者の連絡後、すぐにA教諭は、本事案の経緯について教頭に報告・相談した。教頭は改めて、生徒Cの保護者と連絡を取り、面談したが、生徒Cの保護者は、「生徒Bによるいじめの解決、生徒Bからの謝罪」を主張した。
- 学校は、いじめ対策委員会を開催し、生徒指導部長が生徒Bと面談し、生徒Cとの関係を取り戻す方向で話し合いを確認した。
- 生徒指導部長は、生徒Bと面談したが、「生徒Cが悪い。自分は謝らない。SNSには本当のことを書いただけ。生徒Cが休んでいることについて、私に責任はない。生徒Cが勝手に休んでいるだけだ」と主張した。

生徒Cの不登校

- 12月下旬、生徒Cの欠席は30日を超えた。教頭やA教諭が生徒Cや保護者に連絡をしても、生徒Cは「このように私を追い詰めているのは生徒Bだ。生徒Bは学校に行っているのに、なぜ私は行けないのか。納得できない」と主張した。

学校やA教諭は、どのように対応すると、よかったのでしょうか。



児童生徒理解の観点

- ① 生徒B：生徒Cは、SNSを使って私を嘘つきだと非難している。私は、今まで何度も嫌な思いをしている。
生徒C：生徒Bが、学級の人たちに、私の悪口を話しているのを聞いて嫌な思いをした。
- ② A教諭は、生徒Bと生徒Cを別室に呼び、お互いに謝るよう促した。

組織的な対応の観点

- ① 生徒Cの保護者の連絡後、すぐにA教諭は、本事案の経緯について教頭に報告した。
- ② 本校では、毎月、校長、教頭、生徒指導部長、学年主任、養護教諭で構成するいじめ対策委員会を開催し、事案に応じてSCが参加している。
- ③ 12月下旬、生徒Cの欠席は30日を超えた。

考察の例

法はいじめの要件を児童生徒間で心理的又は物理的な影響を与える行為があり、行為の対象者が心身の苦痛を感じていることとしており、いじめられている児童生徒の主観を重視しています。本事案では、生徒B、C双方の行為をいじめとして認知し、対応することが重要です。

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。生徒B、Cの心情を理解し、傷ついた心のケアを行うとともに、お互いのニーズを確認しながら、解消の2つの要件を満たすよう取り組むことが重要です。

考察の例

発見、相談を受けた教職員がいじめか否かを個人で判断することなく、学校いじめ対策組織に報告し、組織的に対応することが重要です。

日々発生する様々な事案の全てを、対策委員会の全メンバーが毎日顔をそろえて検討することは現実的ではありません。「組織」による「認知」を機動的に行うため、対策委員の中に「集約担当」を置き、毎日集まる情報を整理、緊急性について仮判断し、校長の承認を得て実行に移すなどの方法が考えられます。また、学校だけでの対応が困難な場合には、警察等の関係機関や弁護士等の外部専門家チームと連携して対応することが必要です。

本事案は、いわゆる不登校重大事態に該当することから、生徒Cが欠席を余儀なくされている状況を解消し、学校復帰の支援につなげたり、再発防止に生かしたりするため、不登校に至った事実関係を明確にすることが重要です。

KEY WORD

いじめの定義 (P.121)

いじめ解消の要件 (P.122)

実効的な組織体制 (P.127)

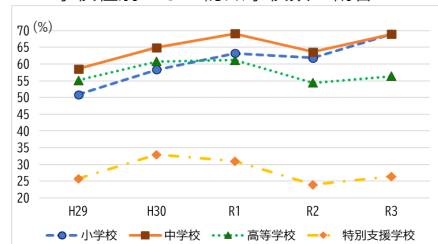
不登校重大事態 (P.123)

理解を深めるために

いじめ対応の基本的な在り方（重点事項）(P.122)

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、
 - ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月が目安)継続している
 - ②被害者が心身の苦痛を受けていない(本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する)という二つの要件が満たされていることを指す。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

□ 学校種別いじめ認知学校数の割合



(参考) 令和3年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(北海道)

事例 3

少年非行への対応

- 【KEY WORD】 □少年非行への視点 □非行の背景を考えた指導
□飲酒・喫煙・薬物乱用防止に関する早期発見・対応

学校・教師の状況

- A教諭は、高校の生徒指導部長を担当する教員である。
- 本校は、保護者や地域から信頼される学校を目指し、生徒指導に重点を置いた経営に努めている。

- 学校は、A教諭を中心に、家庭訪問を継続し、生徒Bに指導したが、生徒Bから反省の言葉が聞かれなかったため、特別指導は2週間続いた。

保護者の不満や心配

- 11月上旬、生徒Bの保護者は、教育委員会を訪問し、次のことを相談した。
 - ・子どもが問題行動を起こした。
 - ・子どもは「登校したい、授業を受けたい」と言っているが、学校は指導方針を話してくれることはなく、時間だけが過ぎている。
 - ・先生が自宅に来て、問題行動について質問するだけで、学校の様子を話してくれず、学習の保障もしてくれない。
 - ・欠席が続いており、進級できるか心配である。
 - ・子どもは、「退学させられるかもしれない」と話すようになった。

事例の概要

友人宅で飲酒、喫煙

- 4月上旬、A教諭は、入学及び進級時に、全校生徒対象のガイダンスを実施し、生徒指導の方針を説明をした。
- 10月初旬、第2学年の生徒Bは、知人宅に宿泊し、飲酒及び喫煙をしている様子の動画を自分のSNSに投稿した。
- このSNSの動画は一気に拡散し、学校はネットパトロールにより、本事案を発見、把握した。
- A教諭は、生徒Bに動画を提示しながら事実を確認したところ、生徒Bは知人宅での飲酒及び喫煙を認めた。
また、これまで、こうした行為を数回行ったことを認め、「最近、いらだつことが多くて飲酒や喫煙をした」と話した。

生徒Bの主張

- 生徒Bは、昨年、2名の同級生にからかわれたことに腹を立て、暴力行為におよび、特別指導を受けていた。
その際、生徒Bは、今後、暴力行為を行ったり、同級生に迷惑をかけたりするようなことはしない旨を話した。
- 今回の飲酒・喫煙について、生徒Bは自分の行った行為を認めた上で、
 - ・自分を見下す発言をする生徒を殴りたくなるが我慢している。
 - ・人とのかわりにストレスがあり、発散するために飲酒や喫煙をした。
 - ・自分は誰にも迷惑をかけていない。と主張し、飲酒・喫煙行為に対して反省している様子は伺えなかった。

- 教育委員会担当者は、教頭に保護者の相談内容を伝えたところ、教頭は家庭訪問を継続し、生徒の思いを受け止めると話した。
- 11月中旬、生徒Bと保護者は学校を訪問し、「これまで、学校は指導方針を説明してくれなかった。子どもは登校できないことに不安を感じ、体調を崩した。通信制高校に転学する」と話した。

学校は、どのように対応すると、よかったのでしょうか。



児童生徒理解の観点

- ① これまで、こうした行為を数回行ったことを認め、「最近、いらだつことが多くて飲酒や喫煙をした」と話した。
- ② 学校は、A教諭を中心に、家庭訪問を継続し、生徒Bに指導したが、生徒Bから反省の言葉が聞かれなかったため、特別指導は2週間続いた。

考察の例

少年非行の背景は多様です。問題行動の事実を正確に把握し、その背景を明らかにするとともに、生徒Bの生活実態、家庭環境、交友関係、いじめの有無などの情報についてまとめることが大切です。また、いじめの疑いを把握した場合は、いじめ対策組織に報告する必要があります。

何度指導しても効果が現れず、非行が繰り返される場合には、改めて非行の背景を考える必要があります。

KEY WORD

少年非行への視点
(P.156)

非行の背景を考えた指導
(P.163)

組織的な対応の観点

- ① 11月上旬、当該生徒の保護者は、教育委員会を訪問し、次のことを相談した。
 - ・子どもが問題行動を起こした。
 - ・子どもは「登校したい、授業を受けたい」と言っているが、学校は指導方針を話してくれることはなく、時間だけが過ぎていく。
 - ・学習保障もなく、欠席も続いており、進級できるか心配である。
 - ・子どもは、「退学させられるかもしれない」と話すようになった。

考察の例

S CやS S Wを含めた支援チームを編成し、アセスメント（生徒Bの状況）に基づき生徒Bへの指導・援助、家庭への指導・援助、関係機関等との連携などについて検討し、校長が対応方針を決定します。

生徒B及び保護者に問題行動の事実関係や対応方針等について十分に説明して理解を促し、同意を得てから指導・援助を行うことが大切です。

喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する早期発見・対応
(P.170)

理解を深めるために

1 喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する未然防止教育(P.169)

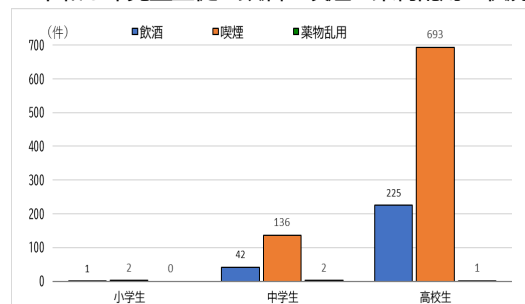
学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育は、学習指導要領に基づき、小学校体育科、中学校及び高等学校保健体育科において取り組みます。また、特別活動、道徳科、総合的な学習（探究）の時間等の学校の教育活動全体を通じて指導することが大切です。

指導に当たっては、児童生徒が、喫煙、飲酒、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにすることが重要です。

2 警察との連携(P.170)

非行の未然防止、早期発見対応、困難課題対応において、警察との連携も重要です。未然防止教育としては、警察署や少年サポートセンターと連携して実施する非行防止教室、被害防止教室、薬物乱用防止教室等があります。また、定期的開催される学校警察連絡協議会、協定に基づき情報を相互に通報する学校警察連絡制度、警察官OB等のスクールサポーターによる巡回や相談・指導助言等により、警察との情報共有を行うことが非行の未然防止や早期発見対応につながります。

□ 令和3年児童生徒の飲酒・喫煙・薬物乱用の状況



(参考) 令和3年の少年非行(北海道警察本部生活安全部少年課)

事例 4

児童虐待への対応

- 【KEY WORD】 児童生徒理解 児童虐待の発見
 積極的かつ迅速な通告 チームとしての対応

学校・教師 の状況

- A教諭は、小学校第6学年の学級担任である。
- 本校は、教職員の和を大切にし、日頃から教職員間での報告・連絡・相談を積極的にするよう心がけている。

事例の概要

言動に対する違和感

- 4月上旬、A教諭は、最高学年になった児童の意欲を引き出すことを目的として、「自己紹介カード」を作成させ学級に掲示した。
- 児童Bは、自己紹介カードの目標に、「毎日、算数の学習に取り組む」「体育委員会の委員長になりたい」など、学習や学校生活に対して意欲を示していた。
- 9月上旬、児童Bは、学習に意欲的な態度を示す一方、授業中、急に静かになることがあったため、A教諭は児童Bのことが気になり始めていた。
- 9月下旬から、教育相談週間が始まり、A教諭は児童Bと面談をした。
- A教諭は、授業中の様子を例に挙げ、「集中していないときがあるね」「勉強がわからなくて困っているのでは？」と問いかけたが、児童Bは、「そのようなことはありません」と否定し、面談を終えた。
- 10月中旬から、希望者を対象に保護者の教育相談週間が始まったが、児童Bの保護者は面談を希望しなかった。

提出物の未提出

- 11月上旬、児童Bの行動に投げやりな態度が見られ始めた。これまでは、毎日、家庭学習を提出していたが、この頃になると、ほとんど提出しなくなっていた。

- 11月下旬、2学期の評価に関する学年打合せがあり、その中で、A教諭は同年の教諭に「児童Bは学習意欲が高かったのに、10月中頃から低下した。この場合、2学期の評価はどうしたらよいか」と相談した。

- A教諭の話聞いた学年主任のC教諭は、児童Bの学習面だけでなく、生活面について質問し、別の教諭は、「家庭での様子はどうか？」と質問した。

- A教諭は何も答えることができず、児童Bの家庭での様子についてよく理解していないことに気付いた。

発見・対応

- 12月上旬、児童Bは、A教諭に「朝、アパートの階段で転んで背中や太ももが痛い」と話した。
A教諭は、児童Bの転んだときの様子の説明、服装、身体についたアザの色に違和感を感じ、「児童Bは親から暴力を受けているかもしれない」と考えた。
A教諭は児童Bに配慮しながら家庭での生活の様子や保護者との関わりについて聞き取ろうとしたが、児童Bは学校での生活については話すものの、家庭のことになると何も話さなかった。
- A教諭は、心配になり、学年主任のC教諭に相談したところ、C教諭は「児童虐待の疑いがある。すぐに校長に報告しましょう」と言った。

A教諭は、どのように対応すると、よかったですでしょうか。



児童生徒理解の観点

- ① 9月上旬、児童Bは、学習に意欲的な態度を示す一方、授業中、急に静かになることがあったため、A教諭は児童Bのことが気になり始めていた。
- ② 11月上旬、児童Bの行動に投げやりな態度が見られ始めた。これまで毎日、家庭学習を提出していたがこの頃になると、ほとんど提出しなくなっていた。

考察の例

児童生徒の日常をしっかりと観察した上で、何らかの違和感を覚えたときは、無駄になるかもしれないことを恐れずに当該児童生徒に丁寧に関わり、児童生徒理解に努めることが大切です。また、学級（HR）担任が一人で問題を抱え込まずに他の教職員と協力して、チームで対応することも重要です。

児童虐待を受けている児童生徒を把握するには、教職員が児童生徒の様子や状態をよく観察するほか、児童生徒本人が直接訴えたり、アンケートに書いたりするなどの場合が考えられます。

KEY WORD

児童生徒理解
(P.23)

児童虐待の発見
(P.177)

組織的な対応の観点

- ① A教諭は、児童Bの転んだときの様子の説明、服装、身体についてアザの色に違和感を感じ、「児童Bは親から暴力を受けているかもしれない」と考えた。
- ② A教諭は、心配になり、学年主任のC教諭に相談したところ、C教諭は「児童虐待の疑いがある。すぐに校長に報告しましょう」と言った。

考察の例

大したけがではないので、次に何かあったら通告しようと、学校が通告を先延ばしにしてしまう例が見られます。次に虐待を起こさせないための支援が大切であり、虐待のリスクがあれば迅速に通告を行うべきです。

SCやSSWの専門性も生かした校内体制を整備し、ケース会議においてアセスメントに基づく児童生徒への支援と保護者への対応、要保護児童対策地域協議会などを活用した関係機関との連携など、対応方針について検討し、対応します。

積極的かつ迅速な通告
(P.180)

チームとしての対応
(P.183)

理解を深めるために

1 学校に求められる役割 (P.173)

児童虐待防止法は、学校の役割として以下のことを定めています。

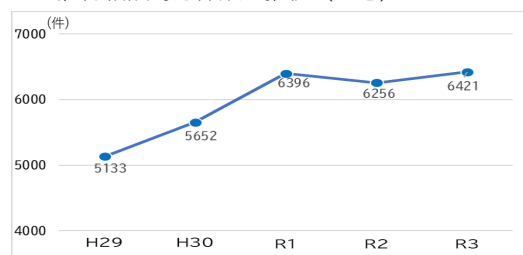
- ・虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）
- ・虐待の早期発見に努めること（努力義務）
- ・虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）
- ・虐待防止のための子供及び保護者への啓発に努めること（努力義務）
- ・児童相談所や市町村（虐待対応担当課）などから虐待に係る子供又は保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められた場合、必要な範囲で提供することができること

2 児童虐待の課題予防的生徒指導 (P.176)

児童虐待防止法では、学校等は児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならないと規定されており、その実施と内容の充実が求められています。

児童生徒に対しては、つらいときには相談できるように、SCやSSWも含めた相談先の紹介などが必要になります。一方、保護者に対しては、児童虐待が子供の将来に大きなマイナスになることや、子育てに不安や悩みがあるときは積極的に相談するように伝えることが必要です。

□ 虐待相談対応件数の推移（全道）



(参考) 令和3年度 道立児童相談所における児童虐待に関する相談対応状況 (令和4年9月 北海道保健福祉部子ども未来推進局)

事例 5

自殺（自殺企図）への対応

- 【KEY WORD】
- 自殺の心理と自殺予防につながる発達支持的生徒指導の方向性
 - 自殺の危険が高まった児童生徒への気付き
 - 自殺のリスクマネジメントとクライシスマネジメント

学校・教師の状況

- A教諭は、高校第2学年のホームルーム担任である。
- 本校は、生徒指導上の事案が発生した際、学年と生徒指導部が情報共有を徹底するよう、毎年度始めに、全教職員で確認するなど、組織的な対応を心がけている。

事例の概要

生徒Bの悩み

- 生徒Bは、1年生の時は、仲のよい友だちもおり、意欲的に学習するなど、特に気にかかる様子もなく、学校生活を過ごしていた。
- 2年生になると、定期試験において複数の教科で成績が下がった。
8月の面談では、A教諭は「成績が下がっていることは心配だ」と伝えた。
このとき、生徒Bは「家にいても、イライラする」「学校にいても、面白くない」「授業がつまらない」と普段考えていることを断片的に話した。
- A教諭は、話を掘り下げるため、「どうして、そう思うのか」と、質問を繰り返したが、生徒Bの反応はないまま、面談を終えた。
- A教諭は、8月以降も生徒Bの様子が気になっていたため、教室での様子を注意深く見ていた。
生徒Bは、無気力な態度を見せたり、些細なことでイライラし、不機嫌な態度を見せることが多くなった。
また、投げやりな態度で「もう、いなくなりたい」と発言をするなど、A教諭は気にかかることが多くなってきた。

自殺企図

- 10月上旬の朝、生徒Bの保護者は、子どもが朝いつもの時間に起床してこないため、子どもの自室に入ると、子どもは意識がもうろうとしている状況だった。部屋には風邪薬の空箱が大量にあり、深夜に服薬していたようだった。
- 保護者は、子どもの容態を見て、病院に救急搬送し、診察を受けた。
また、次の日、A教諭に、自室の様子や診察結果などを説明した。

- 生徒Bの保護者の動揺は大きく、A教諭に「学校で何があったのか」「これからどうしていけばいいのか」など、質問をしたが、A教諭は、その場では十分に答えることはできなかった。
- A教諭は、保護者の話をまとめ、すぐに学年主任に報告した。学年主任は、生徒指導部長と教頭に報告した。
教頭は、生徒Bの今後の支援を考えるため、関係する教員で支援チームを構成することを指示した。

支援チームの対応

- 支援チームは、A教諭から「これまでの生徒の様子」「生徒指導の記録」などについて、報告を受けた。
支援チームとしては、報告を聞く限りでは、生徒Bが、自殺を考えるほどの不安や悩みがどのようなことか、はっきりとはわからなかった。
そのため、今後、スクールカウンセラーの助言を得て、生徒Bの体調を見ながら、面談をしていくことなど、当面の対応や支援の方向性を確認した。
面談は、生徒指導部の担当教員と養護教諭が行うことになった。
- A教諭は、改めて、これまでの生徒Bとの会話や行動の様子などを振り返って見たが、気になる様子はあったものの、「まさか、自殺をしようとするまで悩んでいるとは思わなかった」という気持ちだった。
- 生徒指導部の担当教員と養護教諭による面談は、3日後に行われた。
面談の中で、生徒Bは、言葉は少ないものの、これまでも何度か大量の風邪薬を飲んだことを話し始めた。
しかし、生徒指導部の担当教員が、「どうしてこんなことをしたのかな」と、行為の要因や背景を聞き出そうとすると、生徒Bは口を閉ざすばかりであった。
養護教諭は、生徒指導部の担当教員に代わって生徒Bに話しかけた。養護教諭は、以前、スクールカウンセラーとの研修会で取り上げられた「TALKの原則」を意識しながら、生徒Bの話を受け止めることにした。

支援チームは、どのように対応すると、よいのでしょうか。



児童生徒理解の観点

- ① 生徒Bは、無気力な態度を見せたり、些細なことでイライラし、不機嫌な態度を見せることが多くなった。
また、投げやりな態度で「もう、いなくなりたい」と発言をするなど、A教諭は気にかかることが多くなってきた。
- ② A教諭は、改めて、これまでの生徒Bとの会話や行動の様子などを振り返ってみたが、気になる様子があったものの、「まさか、自殺をしようとするまで悩んでいるとは思わなかった」という気持ちだった。

組織的な対応の観点

- ① A教諭は、保護者の話をまとめ、すぐに学年主任に報告した。学年主任は、生徒指導部長と教頭に報告した。教頭は、生徒Bの今後の支援を考えるため、関係する教員で支援チームを構成することを指示した。
- ② 今後、スクールカウンセラーの助言を得て、生徒Bの体調を見ながら、面談をしていくことなど、当面の対応や支援の方向性を確認した。

考察の例

自殺を理解し、適切な関わりを行うためには、様々な要因が絡み合った心理的危機に目を向ける必要があります。自殺に追いつめられたときの心理として、

- ① 強い孤立感
 - ② 無価値感
 - ③ 怒りの感情
 - ④ 苦しみが永遠に続くという思い込み
 - ⑤ 心理的視野狭窄
- があります。危機的な心理状況に陥らない、陥ったとしても抜け出せるような思考や姿勢を身に付けることが、自殺予防につながります。

また、自殺のサインには、それほど珍しい変化ではないと思われるものも含まれています。児童生徒の日常をしっかりと見た上で、何らかの違和感を覚えたときには無駄になるかもしれないことを恐れずに関わるのが大切です。

KEY WORD

自殺の心理と自殺予防につながる発達支持的生徒指導の方向性 (P.195)

自殺の危険が高まった児童生徒への気付き (P.199)

考察の例

〔リスクマネジメント〕自殺をほのめかしたり、深刻な自傷行為などが起きた場合は、教育相談体制の構成メンバーを基盤に、校長をリーダーとする「校内連携型危機対応チーム」を組織し、危険度に応じた対応を行います。

〔クライシスマネジメント〕実際に自殺や自殺未遂が発生した場合には、校長のリーダーシップの下、「校内連携型危機対応チーム」を中心に、教育委員会等や専門家(SCなど)、関係機関のサポートを受けながら、全教職員の力を結集して対応することが必要です。

いずれの場合も、保護者と連携して家庭での継続的な見守りを行うことが求められます。適切な心のケアを受けられないと、後に自殺につながる危険性が極めて高いことを考慮し、医療機関と連携することも必要です。

自殺のリスクマネジメントとクライシスマネジメント (P.192)

理解を深めるために

■ 自殺の危険の高まった児童生徒への関わり (P.200)

自殺の危険に気付いたときの対応の参考になるのが「T A L Kの原則」です。「Tell」「Ask」「Listen」「Keep safe」の頭文字をとってまとめたものです。

T：心配していることを言葉に出して伝える。

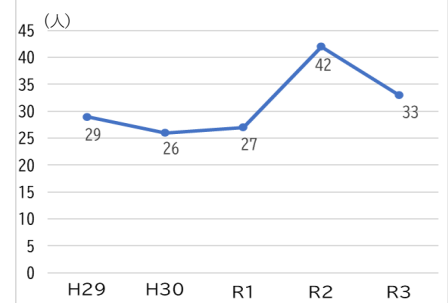
A：「死にたい」と思うほどつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる。

L：絶望的な気持ちを傾聴する。話をそらしたり、叱責や助言などをしたりせず訴えに真剣に耳を傾ける。

K：安全を確保する。一人で抱え込まず、連携して適切な援助を行う。

児童生徒の話をきちんと受け止めるためには、教職員自身が自分の考え方や感じ方のクセを知ること（自己理解）と、言葉にならない「ことば」（例えば、困った行動をするという形でしか困っていることを表現できないなど）を聴こうとする姿勢が大切です。

令和3年北海道における自殺者数(20歳未満)



(参考) 警察庁「自殺統計」及び厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」